平成２８年（フ）第７８号
東京都中央区入船３－１－10―1101、住民票上の住所沖縄県浦添市大平３丁目10番３号
破産者　山田　　貢
1　決定年月日　平成28年９月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所民事第３部

平成２８年（フ）第８号
沖縄県中頭郡読谷村字長浜1110番地　ヴィラージュせなは
破産者　大城　道仙
1　決定年月日　平成28年９月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２８年（フ）第４７０号
札幌市西区発寒６条９丁目13番29号　サンハイツ108号
破産者　對馬　良一
1　決定年月日　平成28年９月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第８３３号
札幌市中央区北３条東12丁目99番地２　ヴェルビュ苗穂北３条通り1201号
破産者　小林　晶子（旧姓工藤）
1　決定年月日　平成28年９月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１６９号
宮城県宮城郡利府町神谷沢字赤坂２番地１　レッドスロープ101号、従前の住所宮城県宮城郡利府町神谷沢字広畑６番地６　ラヴィーヌ11番館
破産者　松坂　　忍
1　決定年月日　平成28年９月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２８年（フ）第２７０号
宮城県塩竈市今宮町16番32号、従前の住所宮城県塩竈市貞山通２丁目６番20号
破産者　栗原　美雪
1　決定年月日　平成28年９月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２８年（フ）第２９５号
宮城県名取市那智が丘１丁目12番地の14
破産者　神坂　礼子
1　決定年月日　平成28年９月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２８年（フ）第３３４号
仙台市若林区沖野３丁目２番３号　越後荘202
破産者　志賀　敏宏
1　決定年月日　平成28年９月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２７年（フ）第９２号
群馬県桐生市境野町７丁目1813番地の15　カミヤマアパートＮＯ５、開始決定時の住所栃木県足利市小俣町2590番地５
破産者　斉藤　昭元
1　決定年月日　平成28年９月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２７年（フ）第９３号
群馬県桐生市境野町７丁目1813番地の15　カミヤマアパートＮＯ５、開始決定時の住所栃木県足利市小俣町2590番地５
破産者　斉藤久美子
1　決定年月日　平成28年９月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２８年（フ）第１８６号
埼玉県越谷市東大沢１丁目43番地６　メゾンサンパール201号
破産者　白川　純也
1　決定年月日　平成28年９月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２８年（フ）第１８７号
埼玉県越谷市東大沢１丁目43番地６　メゾンサンパール201号
破産者　白川美由紀（旧姓藤塚）
1　決定年月日　平成28年９月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２８年（フ）第２１９号
埼玉県北葛飾郡杉戸町大字大塚260番地１
破産者　木村　博之
1　決定年月日　平成28年９月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２８年（フ）第２２０号
埼玉県北葛飾郡杉戸町大字大塚260番地１
破産者　木村　　茜
1　決定年月日　平成28年９月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２８年（フ）第２５０号
埼玉県越谷市東越谷１丁目８番地14　リバーサイド．Ｎ203号
破産者　鶴谷　一人
1　決定年月日　平成28年９月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２７年（フ）第２４８号
愛知県一宮市浅井町大日比野字蛹野９番地
破産者　速水　洋義
1　決定年月日　平成28年９月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２８年（フ）第８８号
愛知県稲沢市朝府町８番１―405号
破産者　丹下　正樹
1　決定年月日　平成28年９月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２８年（フ）第１２７号
福岡県筑紫郡那珂川町片縄３丁目60番地　ＴＫマンション那珂川205号
破産者　大野　　力
1　決定年月日　平成28年９月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第８３６号
福岡県大野城市川久保１丁目１番22―101号　フィレンツェ95
破産者　比良　政利
1　決定年月日　平成28年９月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部